

健康管理事業推進委員会規程

(設 置)

第1条 池友会健康保険組合（以下「組合」という。）に健康管理事業推進委員会（以下「委員会」という。）を置く。

(目 的)

第2条 委員会は、組合がその被保険者及び被扶養者の健康増進を図るために行う保健事業の効果的かつ効率的な促進を図ることを目的とする。

(委員会の構成)

第3条 委員会は被保険者等を考慮し、別に定める事業所健康管理委員及び組合の事務局役職員並びに必要な応じて、医師、保健師等の専門知識を有する者で構成する。

2 委員長は組合の常務理事とし、委員会は、委員長が招集し統括する。

(委員会の審議)

第4条 委員会は、第2条の目的を達成するため次の事項を審議し、理事会に対し意見の提出を行うものとする。

- 一 保健事業の企画・立案
- 二 保健事業の実施計画の策定
- 三 保健事業の実施結果の分析・評価
- 四 その他、健康管理に関すること

(規程の改廃)

第5条 この規程の改廃は、理事会の決議による。

附 則

(施行期日)

第1条 この規程は、平成30年4月1日から施行する。